

関西文化学術研究都市(けいはんな都市)クラブ 会則

第1条(名称) 本会は、関西文化学術研究都市(けいはんな都市)クラブと称する。

第2条(目的) 本会は、けいはんな都市の発展を願い参加する会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)総会を、定例日(10月12日)に、けいはんなプラザ等で開催する。但し、定例日(10月12日)が土日祝日の場合は、直近の平日とする。

(2)ホームページとメールによる情報提供および会員の親睦に必要な事業を行う。

第4条(会員) 本会の会員は、けいはんな都市内に立地する施設に在籍したことのある人および現在在籍している人等で、本会の趣旨に賛同されて入会を希望される方とする。

2 本会の会員は、メール会員またはFAX会員のいずれかとする。

第5条(顧問および世話人)本会に、顧問および世話人若干名を置くものとする。

第6条(運営) 本会の運営は、会員からの総会参加費をもって行うものとする。

第7条(事務局)本会は、自主的な事務局運営を行うものとする。事務局の所在を(公財)関西文化学術研究都市推進機構に置くものとし、(公財)関西文化学術研究都市推進機構、(株)けいはんな、関西文化学術研究都市センター(株)の協力も得ながら、事務局運営を行うものとする。

附則 この会則は、平成10年10月12日から適用する。

変更 平成10年12月 8日

変更 平成11年 8月10日

変更 平成15年10月12日

変更 平成17年 4月 8日

変更 平成17年 7月11日

変更 平成17年10月12日

変更 平成21年10月12日

変更 平成25年 2月22日

(変更理由)年会費の徴収を廃止し、総会参加費のみで運営する。

本会の会員は、メール会員またはFAX会員のいずれかとする。

* 下線部分が今回の改正箇所